

鳥取市地域おこし協力隊員に係る定住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）に係る定住支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、隊員又は任期終了後の隊員（以下「元隊員」という。）に対し、任期終了後の定住に要する経費の一部を支援することにより、隊員の円滑な定住を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、概ね2年以上活動し、市長が隊員の役割を果たしたと認められる者で、その任期終了後、引き続き3年以上本市に居住することが見込まれる別表第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額及び交付対象期間)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象区分ごとに、同表第3欄に掲げる補助対象経費に、同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（同表第5欄に掲げる額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。）の合計額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、別表の補助対象区分に応じ、同表第6欄に掲げるものとし、1人について一の年度に限る。ただし、家賃補助については、この限りでない。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1号、第2号及び第4号に規定する交付申請書に添付する書類を次に掲げるものとし、市長に提出しなければならない。ただし、家賃補助において、次年度に継続して申請する場合は、書類の一部を省略することができる。

- (1) 鳥取市地域おこし協力隊員に係る定住支援事業計画書（様式第1号）
- (2) 鳥取市地域おこし協力隊員に係る定住支援事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 本補助金に係る補助対象経費と重複し、国県市等の本補助金以外の補助事業に申請することはできない。

(交付の条件)

第7条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合においては、本補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) 本補助金の交付の決定を受けた日から3年以内に市外へ転居したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。

(異動の届出)

第8条 本補助金の交付の決定を受けた者は、前条各号のいずれかに該当したこととなったときは、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

(補助事業等の変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第11条第1項ただし書の規定により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

(実績報告の提出)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、同条第1号、第2号及び第4号に規定する実績報告書に添付すべき書類を次に掲げるものとし、これらを添えて行わなければならない。

- (1) 鳥取市地域おこし協力隊員に係る定住支援事業実績書（様式第1号）
- (2) 鳥取市地域おこし協力隊員に係る定住支援事業収支決算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第12条関係）

1 補助対象区分	2 補助対象者	3 補助対象経費 (定住奨励金については、補助とする単位)	4 補助率	5 限度額	6 交付対象期間
定住奨励金	隊員の役割を果たしたと認められる元隊員	元隊員1人当たり150千円	10/10	—	定住時（任期終了後）
家賃補助		居住の用に供する住宅の家賃（共益費等を除き、月の中途中に住宅を賃借し、又は終了した場合は、日割りにより計算した額とする。）	本人負担額の1/2	27千円／月	定住時から最長2年間
住宅修繕等補助		居住の用に供する住宅の修繕費（日常生活に不便を生じると認められる個所の修繕で、交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する場合に限る。）又は家財道具処分費（ごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等に限る。）	10/10	300千円	入居時
起業等経費補助	隊員の役割を果たしたと認められる隊員又は元隊員で、市内において隊員の任期終了の日から起算して前1年以内に起業・事業承継する隊員又は任期終了の日から1年以内に起業・事業承継する元隊員	設備費、備品費、土地・建物賃借費、法人登記に要する経費、知的財産登録に要する経費、マーケティングに要する経費、技術指導受入れに要する経費 等	10/10	1,000千円／人	任期終了日の前1年以内又は任期終了日から1年以内 ※ただし、年度をまたがって交付対象とはできない。